



ストップ！児童ポルノ被害

「児童ポルノ」とは…

写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、次のいずれかの児童の姿態を視覚により認識することができる方法で描写したもの

- 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
 - 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
 - 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」
(児童～男女を問わず18歳に満たない者)

県内においても、児童を言葉巧みにだましたり、脅して裸の写真を撮影させ、携帯メールでその画像を送信させる事件等が発生しています。

児童ポルノ等の画像は、インターネット上に一度流出すると回収することが極めて難しく、対象児童に精神的な苦痛を与え、しかも将来に渡り長期的に児童を苦しめることになるため、断じて許されません。

厳しく処罰されます！



児童ポルノの提供・製造
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

児童ポルノの公然陳列
5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科

児童ポルノの提供所持目的
5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科

警察では、児童の権利を守り保護の徹底を図るため、児童ポルノの根絶に向けた対策や取締りを強化していますが、被害を未然に防止するためには皆さんの協力が必要です。

青少年のみなさんへ



自分の画像等を送るように言われても、絶対に送らないことです。

保護者のみなさんへ



青少年を有害環境等から守り、安全に安心してインターネットを利用させるために、フィルタリング等を積極的に活用しましょう。

児童ポルノ(疑わしいものを含む)の発見、被害に関するご相談について、
宇部署生活安全課 0836-22-0110へお願いします。

